

第 17 回富士山世界文化遺産協議会作業部会議事録

日時:令和元年 11 月 1 日(金)14:00~15:55

場所:山梨県富士吉田合同庁舎 2階 大会議室

1. 開会

山梨県県民生活部 小澤次長より挨拶

2. 報告事項

(1) 今夏の富士山の状況について

・山梨県 土屋課長 資料1により説明

→質疑なし

(2) 利用者負担制度について

・山梨県 土屋課長 資料2、2-2により説明

【鳴沢村住民代表】

・協力金を全員が負担するという方向は非常によいことだと思う。不公平感もなくなる。今、協力していない方の意見として、協力金の使い道がはっきりしていないと耳にしたこともある。前年度の協力金をどのように使ったのか、翌年にしっかりと登山者に説明できる資料を渡しながら、これだけかかっているでこれだけの負担をお願いしたいということでしょうか。その要望を含めて金額も決めていくことがよいのではないかと思います。

【土屋課長】

・使い道がわからないから支払わないという意見は確かにいただいている。具体的に今、行っていることでは、前年度の収支について、例えば、公衆トイレにいくらかかった、救護所にいくらかかった、明細がこのようなであることをホームページでお知らせしている。それから、実際に山中でどのような使われ方をしているか、これを伝えていくのはなかなか難しいところである。外国の方もいる中で、今まではピクトグラムという絵を使って、使い道を示していたが、それでもまだわからないということがあり、今年は具体的に写真を使った。しかし、まだ伝わりきれていない部分があるため、引き続きよりわかりやすい方法で行っていきたい。

【富士吉田市住民代表】

・今年度の徴収方法については、皆さん苦勞をして六合目に新たな徴収場所を設置して、徴収率が上がったという結果をみせてもらった。ワーキンググループの中で一番の問題は、義務化して税として徴収することがよいのではないかという意見が出たことである。私は前からそのように思っている。結局、協力金額は、富士山が世界遺産になった年が 1 億何千万で一番多い。今年は少し挽回したようだが、方向性とすればどんどん下がっていくと一般的には考えられると思う。

- ・今年のワーキンググループの中で、受益者負担という言葉が出てきた。富士山は五合目から上が富士山というわけではなく下も富士山であるという意見があったが、それが一般的に普通の考え方ではないかと思う。五合目以上で徴収して、その使い方が曖昧と言われているが、5年も曖昧という言葉が放置したことは、県の責任も重大だと思う。山梨県では、富士山の環境保全や安全対策に県民の税金が2億何千万か、富士山に登っていない人の税金も投入されている。また、かかった費用をあからさまに公表していない。やはり受益者負担とするためには、富士山にはこれだけ費用がかかっていると伝える必要があるのではないかと。トイレ等だけでなく、安全対策や環境保全、道路対策、今回の落石事故、落石による山小屋の損壊等すべての保全のために、皆さんに納めていただいたお金は使われていると説明すれば、理解が得られると思う。
- ・アメリカの国立公園では入山者が負担するという考えで、どこの国立公園も受益者負担になっている。例えば1,000円で試算すると、9割の人が納めたとして、1億何千万しか集まらない。それでは受益者負担でやることに意味がない。ならば麓から登ってくる200何万人に、100円でも200円でも納めてもらってはどうか。仮に200円でも250万人に納めてもらえれば5億円も集まる。どのような徴収の仕方をすれば、それに見合うだけの財源が得られるという考え方をもとにしてほしい。
- ・今回、せっかく強制化という議論が始まった。このようなことを参考にいただければ、曖昧だなんて言われぬよい答えが出ると思うが、いかがか。

【土屋課長】

- ・強制化に加えて、どこから富士山としてとらえ、協力金の対象にするかという話、実際に行政需要がどのくらいあるのかという話であるが、そもそも富士山の保全に行政がいくら使っているのか、それを全部利用者に負担していただくのか、あるいは一部を行政が負担したほうがいいのか、下から取るのか、五合目以上だけにするのかということを総合的に今後検討させていただきたい。論点が多くあり、今までの制度をかなり大幅に変えるため若干時間がかかると思うが、いただいた意見を尊重しながら検討させていただきたいと思う。

【富士吉田市住民代表】

- ・今回の会議で結論が出る話ではないと思う。基本的に山梨県の富士山の環境保全のためには、どのくらいのお金が必要で、どのくらい財源をどのような形で負担してもらおうかということをもとに考えていただければ、私はよいと思う。ぜひしっかり検討して答えを出していただきたい。

【土屋課長】

- ・承知した。

(3) 富士山登山鉄道構想の検討について

- ・山梨県 総合政策部 柏木政策企画監 資料3により説明

【西桂町住民代表】

- ・富士山登山鉄道構想ということで検討されているが、この構想を世界遺産委員会に対して報告しているのか、あるいはその旨を打診しているのか。

【総合政策部 柏木政策企画監】

- ・この指摘については、先日開催の学術委員会でも同様の指摘があった。もし鉄道をつくるとなれば、当然、世界遺産の保全管理の仕組みの中で世界遺産委員会に報告し、場合によっては世界遺産

委員会で理解を求める場面が必要になってくる。これに関しては、文化庁等とも事前に協議をしている。現時点では、まだ検討を始めた段階で具体的な中身がないため、まだ世界遺産委員会やその事務局に報告していない段階である。場合によって、中間報告あるいは来年度、構想の雛形のようなものが見えたところで、ユネスコに報告したいと考えている。また鉄道構想と銘打っているが、必ずしも鉄道にこだわっているわけではない。例えばタイヤ等を使った交通システムという方向性もあり得る。その場合には、道路は維持するため、必ずしも世界遺産委員会に報告を要する案件ではなくなる可能性もある。よって議論の方向やそのまとめもみながら、文化庁とどのようなタイミングで、どのような形で報告するのかということをしっかり議論、協議、アドバイスをいただきながら、取り組んでいきたいと考えている。

【西桂町住民代表】

・懸念するのは、日本国内で議論をして論点を出していても、世界遺産委員会の云々ということがあるとすると、ここの議論が空しいものになる。世界遺産委員会に若干打診をしてみて、その可能性をまず探っていただければありがたい。

【土屋課長】

・次に話をする世界遺産委員会への報告の関係でも触れていることであるので、そこで追加で説明をさせていただく。

【富士地区観光協議会】

・この案件について、静岡県はどのように関わっていくのか。また、今後、静岡県としてこのようなものの推進について、どのように思っているのか。

【土屋課長】

・資料4-2の3ページに次の保全状況報告書を出すにあたって、文化庁へ情報提供をするという内容の部分がある。(7)その他の取組の真ん中「また、」以降を読み上げると、「また、山梨県は、山麓から山梨県側の五合目に至る自動車交通について、環境保全及び来訪者管理を含めた多角的な観点から、代替交通手段の可能性を検討している。なお、当該取組は、学術的、専門的観点からの助言を得つつ、これは学術委員会があるので、そこで意見をいただくということである。それから「関係法令等を所管する国とも連携し、『世界文化遺産包括的保存管理計画』に定めた管理体制のもとに協議を進め」この管理体制のもとに協議というのが、この作業部会ということになる。そのようなところでの検討を経た上で「作業指針第172項に基づく情報提供が必要になる場合」、これは世界遺産条約履行のための作業指針というものがあるが、その指針の172項には、何か計画を進めていく時には後戻りができなくなる前に、要は決定しもうやめられないということになる前にユネスコへ相談しなさいという決めがある。学術委員会、作業部会、遺産協議会で両県の地元関係者、行政が合意した上で話を進めていくこと、さらにユネスコへも適当な時期に必要ながあれば報告することを次の保全状況報告書の記載内容として、文化庁へ情報提供したいということの議題としている。

【京極局長】

・先程、山梨県から説明があった資料3の目的に書いてあるが、山梨県側の五合目に至る交通システムについてということになっており、基本的には山梨県側の交通システムを検討することがまず第1

であり、山梨県としてどう考えるのか検討していると認識している。説明があったとおり、この交通システムはおそらく富士山全体の保全であるとか、例えば二酸化炭素の排出量に貢献するとか、いろいろな観点から富士山全体の保全、今後の動向に影響を与えてくる。その時点で、先程のいろいろな手続きもあるため、そこに則って富士山全体として私どもも考え方を示していかなければならない場面や全体として議論をする場面が出てくると思われる。今の段階では、検討はまず山梨県側の交通システムのあり方を考えてみようということで始めたことと認識し、どのようなシステムにするとか、あり方そのものを検討しているという話のため、今のところ静岡県では、この件に関して直接的に関わっておらず、情報を得ているという状況である。よって現在この鉄道構想について、それがいいのか悪いのかを判断する材料も持ち合わせていないため、今のところ判断する時点ではないと考えている。

【河口湖フィールドセンター】

・登山鉄道となっているが、新しい交通システムを導入するということであるのか。そうすると山梨県側はスバルラインの車の台数を減らすということもこの構想の中にあるのか。それとも、あくまでも新しい交通が電車なのか電気自動車なのかは知らないが、そういうものを山梨県として考えていくということか。

【総合政策部 柏木政策企画監】

・知事が公約の中で登山鉄道の可能性を検討することをうたって当選したため、中心的な検討議題としては鉄道の可能性をまず探ることを念頭に置いている。しかし単純にスバルラインに線路を敷いて、鉄道を通せばよいという話ではないと思っている。課題を洗い出しながら鉄道に限らず、まずは様々な観点から可能性を探り、最適な方式を見定めていきたいと考えており、基本的には今の自動車交通を他のシステムに置き換えるという方向性で考えている。その後の段階で、例えば交通システムの置き換えは難しいという結論になった場合には、今の自動車の台数をどうするのかという議論になる可能性もある。今取り組んでいる検討については、まずは今の自動車交通からの転換という視点で検討している。

【河口湖フィールドセンター】

・承知した。知事の公約ということもあるが、導入が前提ではないと先程聞いた。地元が知らない間につくってしまうということでは困る。まさにその点をしっかりとしてもらいたい。このような構想は現れては消え、現れては消えを何度も繰り返してきており、合意はなかなかできないものである。今度ばかりは本物であるということで、どんどん進めてしまうことは、私も地元の人間として困る。導入はあくまでも前提ではないことをはっきりとさせた上で進んでいかないと今後、大きな問題になるのではないかと危惧している。ぜひ今後も途中経過も含めて状況を説明していただきたい。

【小澤次長】

・この件については、山梨県として報告ができるものについては、随時、報告させていただきたいと考えている。

3. 議事

(1) 第43回世界遺産委員会決議への対応

・山梨県 土屋課長 資料4、4-2、4-3、4-4により説明

→質疑なし

(2) 来訪者管理戦略における指標・水準の見直しの方向性について

・山梨県 土屋課長 資料5により説明

【富士地区観光協議会】

・富士地区観光協議会の中で、富士山の一合目や二合目を使って、ヘルスツーリズムやスポーツツーリズムのような企画があるが、この指標・水準で何か引っかかることがあるか。

【土屋課長】

・具体的にどのようなことかわからないが、指標を見た中で何か懸念される部分があるのか。

【富士地区観光協議会】

・一合目、二合目に休養林の歩道があるが、そこで新緑を浴びながら歩いたり、走ったりということ、少し人を集めて行おうと思っている。もし何か指標・水準に引っかかるものがあれば、少し人数を調整したり、事業をやめたりしないとならないのかと、思ったところである。

【土屋課長】

・毎日ではなく年に数回で、ある程度常識的な数千人程度であれば、特段問題にはならない。一般的に、スポーツツーリズムは、富士山の活用ということで、広く富士山をバックにしてスポーツを楽しむというようなことで行われており、それは好ましいことであるので、特に問題にはならないかと思う。

【裾野市住民代表】

・資料5の3枚目の混雑への許容度のアンケート結果について、須走口と吉田口の許容度が、許容できないという数値が結構大きい。吉田口の登山者数を4,000人で限定しておいても、結果的には吉田口と須走口は頂上で合流するため、登山者数はもっと増えているということになる。これだけの許容できないという数字を見ての質問であるが、須走口と吉田口の両方になると思うが、登山者の規制数値4,000人という数字を減らそうという検討は全然されないのか。

【土屋課長】

・当面は4,000人という数字があるので、混雑の分散を行いたい。やはり特定の日の特定の時間に人が集中するということがあるので、混雑状況を示した動画等を見てもらい、できるだけ空いた日に登るようにしていただきたいということ、要はピークをならしていく取り組みを当面続けていきたいと考えている。4,000人という数字の見直しについては、現状、特に検討していない。

【裾野市住民代表】

・承知した。

(3) 経過観察指標に係る年次報告について

・山梨県 土屋課長 資料6により説明(送電線建替計画(43頁～)について、静岡県 滝課長が説明)

→質疑なし

(4) 包括的保存管理計画の改定について

- ・山梨県 土屋課長 資料7、7-2により説明

→質疑なし

(5) 遺産影響評価手法の導入の検討について

- ・山梨県 土屋課長 資料8により説明

【富士山御殿場口山内組合】

・確かに五合目以下の構成資産については、年間を通じて保護していかなければならないというところがある。五合目から上については、登山道の閉鎖、スカイラインやスバルラインの道路の閉鎖があるためよいかと思われるが、意外と年間を通じて五合目以上に上がる方がいる。また年間を通じて死者も増えており、山岳救助隊の出動も増えているという状況下で、この手法の中に五合目以上は7月、8月の2か月の立ち入りはできたとしても、他の期間は立入禁止にするくらい強制力を持たせることはできないか。

【土屋課長】

・ここでは新しい規制は特段考えていない。これはあくまで構成資産等への景観上の影響やそのようなものについての検討の場の設置とそのルールを定めようという内容である。新たに立ち入り規制をするということは、ここでは検討の俎上にのぼっていない状況であり、そのような検討は難しいと考える。

【富士山御殿場口山内組合】

・富士山自体は、保護していなくてもよいということか。人間が入れば確かに富士山自体は崩れ、今の天候を考えても絶対に自然崩壊は進む。2か月間の立ち入りはしょうがないとしても、あとの期間は立入禁止にするくらいの手法を持っても、これは富士山を保護する意味では、非常によいことだと思う。そのようなこともちらつかせるものを作ってもよいかと思うが、いかがか。

【土屋課長】

・遺産影響評価自体は、開発行為が世界遺産の価値に影響を与える程度の軽減を図るものである。富士山の山体の保護のため登山期間以外は立ち入りを規制したらどうかという話は、この話とは別である。意見として賜るが、ここでは返事はできかねる。また検討したいと思う。

(6) その他

今後のスケジュールについて

- ・山梨県 土屋課長 参考資料1により説明

→質疑なし

4. 閉会